

利用者支援事業(児童の福祉の増進について相談に応ずる事業)の届出について

令和5年12月14日
沖縄県子ども生活福祉部
子育て支援課

社会福祉法(以下「法」という。)第六十九条の規定により利用者支援事業(児童の福祉の増進について相談に応ずる事業)の開始、変更、休止及び廃止については都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業(中核市を除く。)

社会福祉法第二条第三項に規定する児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

2 届出書類

(1) 事業開始届出

- ・利用者支援事業開始届出書(別記第1号様式)
- ・条例、定款その他の基本約款

(2) 届出事項(※)に変更が生じた時

- ・利用者支援事業変更届出書(別記第2号様式)

- ※
- | | |
|---|---------------------------|
| } | 1 経営者の名称及び主たる事務所の所在地 |
| | 2 事業の種類及び内容 |
| | 3 条例、定款その他の基本約款(変更があれば添付) |
| | 4 施設の名称及び所在地 |

(3) 事業廃止届出

- ・利用者支援事業休止・廃止届出書(別記第3号様式)

3 届出期限

- (1) 事業開始時………事業を開始した日から1月以内
- (2) 届出事項に変更が生じた時……変更の日から1月以内
- (3) 事業廃止・休止時………事業を廃止・休止した日から1月以内

4 提出部数

1部

5 提出先

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱(※)では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出るよう求めることとする。

※「利用者支援事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

6 届出書の受理

県(子育て支援課)で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等を行わないものとする。ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを届出者に送付することとする。

7 その他

・届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。